

る。

第六条第五項中「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下優先出資法ト称ス）第二十五条ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」を「記載又ハ記録」とあるのは「記載」と、「第一項」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下優先出資法ト称ス）第六条第一項」に、「前条」を「前条第一項」に改める。

第十二条第一項中「の翌日」を削る。

第十四条中「優先出資者名簿」との下に「同条第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「優先出資法第三十条ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」とを加える。

第十五条第五項中「手続」の下に「第二百十五条ノ二（株券廃止会社等における株式併合の手続）」を、「優先出資者名簿」との下に「同法第二百十五条ノ二中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二

十六条ノ二第三項」とあるのは「優先出資法第三十条ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」とを加える。

第十六条第五項中、「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「優先出資法第二十五条ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」を、「記載又ハ記録」とあるのは「記載」に改める。

第二十五条中「閉鎖及び」を削り、「とあるのは「質権者」と」の下に、「同法第二百二十四条ノ三第一項中「記載又ハ記録」とあるのは「記載」と」を加える。

第二十六条第二項中「及び第二百九条」の下に「（第四項を除く。）」を、「において」の下に、「同法第二百七条第二項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と」を、「株主名簿」の下に「記載又ハ記録シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載シタルトキ（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ）」を、「優先出資者名簿」の下に「記載シ且其ノ氏名ヲ優先出資証券ニ記載シタルトキ」を加え、「株式」とあるのは「優先出資証券」を、「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ヲ除クノ外第一項」とあるのは「第一項」と、「株券ヲ其ノ」とあるのは「優先出資証券ヲ其ノ」と、「旧株券」とあるのは「旧優先出資証

券」に改める。

第二十八条第一項及び第二項中「払込期日後」を「払込期日以後」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(優先出資証券が発行されていない場合の特例)

第二十八条の二 発行済優先出資の全部について第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合には、第十四条において準用する同法第二百八十条ノ十七第二項、第十五条第五項において準用する同法第二百十五條第一項及び第二項並びに第二百二十条第四項並びに第十六条第五項において準用する同法第二百十五條第一項及び第二項、第二百十六條並びに第二百二十条第四項の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合には、第六条第五項において準用する商法第二百八十条ノ四第三項、第十四条において準用する同法第二百八十条ノ十七第三項、第十五条第五項において準用する同法第二百十五條ノ二、第十六条第五項において準用する同法第二百十九條第一項又は第三十五條において準用する同法第二百二十四條ノ三第三項の公告に代えて、公告すべき事項を優先出資者及び優先出資引受権を有する者

に通知することができる。

第三十条中「及び寄託」を削り、「優先出資者名簿」と、「記載又ハ記録」とあるのは「記載」に改める。

第五十四条第一項第十三号中「行わず、かつ、優先出資証券を寄託しない」を「行わない」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第五条 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号口中「第八十五条第二項」を「第八十五条第四項」に改める。

第四十四条第三項中「並びに」を「及び」に改め、「閉鎖及び」を削り、「及び第三項」を「及び第二項」に改める。

第四十八条の二に次の一項を加える。

2 商法第二百十三條第四項（株式の消却）の規定は、発行済優先出資の全部について第四十九条第一項において準用する同法第二百二十六條ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合であつて、かつ、単位未満優先出資の全部について第四十八条の四の二第一項本文の規定による単位未満

優先出資証券の発行の請求がないとき又は同項ただし書の規定により単位未満優先出資証券が発行されていないときにおける優先出資の消却について準用する。この場合において、同法第二百十三條第四項中「第一項ノ」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八條第一項ノ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八條の四の三第三項中「及び第三項」を削る。

第四十九條第一項中「第二百九條第一項及び第二項」を「第二百九條第一項から第三項まで」に、「第二百十五條（株式併合の手続）、第二百十六條（新株券の交付）」を「第二百十五條から第二百十六條まで（株式併合の手続及び新株券の交付）」に、「不発行及び寄託制度」を「不所持制度」に、「株券」とあるのは「優先出資証券」とを、「株券ニ記載シタルトキ（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ）」とあるのは「優先出資証券ニ記載シタルトキ」とに改め、「利益ノ配当」との下に、「同條第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ヲ除クノ外第一項」とあるのは「第一項」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」とを、「同條第三項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と」の下に、「同法第二百十五條ノ二中「株券ヲ発

行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十九条第一項ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」と、「場合ニ」とあるのは「場合ニシテ且單位未滿優先出資ノ全部ニ付同法第四十八条の四の二第一項本文ノ規定ニ依ル單位未滿優先出資証券ノ発行ノ請求ナキトキ又ハ同項但書ノ規定ニ依リ單位未滿優先出資証券ガ発行セラレザルトキニ」とを加え、「及優先出資社員」と、同条第四項及び第五項を「とあるのは「優先出資社員名簿」と、同条第四項」に改め、「及優先出資社員名簿」と」の下に、「同条第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十九条第一項ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」と、「場合ニ」とあるのは「場合ニシテ且單位未滿優先出資ノ全部ニ付同法第四十八条の四の二第一項本文ノ規定ニ依ル單位未滿優先出資証券ノ発行ノ請求ナキトキ又ハ同項但書ノ規定ニ依リ單位未滿優先出資証券ガ発行セラレザルトキニ」とを加え、同条の次に次の一

条を加える。

(優先出資証券等が発行されていない特定目的会社に係る特例)

第四十九条の二 発行済優先出資の全部について前条第一項において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合であつて、かつ、単位未満優先出資の全部について第四十八条の四の二第一項本文の規定による単位未満優先出資証券の発行の請求がないとき又は同項ただし書の規定により単位未満優先出資証券が発行されていないときには、第四十八条の二第一項において準用する同法第二百二十五条第一項及び第二項並びに第二百二十条第四項、前条第一項において準用する同法第二百十五条、第二百十六条、第二百二十条第四項及び第二百八十条ノ十七第二項、前条第三項において準用する同法第二百二十条第四項並びに第一百八十条の十第一項において準用する同法第二百十五条、第二百十六条及び第二百二十条第四項の規定は、適用しない。

2 発行済優先出資の全部について前条第一項において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合には、前条第一項及び第一百八十条の十第一項において準用する同法第二百十四条第三項の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する場合には、第四十四条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第三項、第四十八条の二第二項において準用する同法第二百十三條第四項、第四十八條の五において準用する同法第二百二十条ノ四第二項において準用する同法第二百二十四条ノ三第三項、前条第一項において準用する同法第二百十五條ノ二及び第二百八十條ノ十七第三項又は第百十八條の十第一項において準用する同法第二百十五條ノ二の公告に代えて、公告すべき事項を優先出資社員、単位未滿優先出資社員及び転換特定社債又は新優先出資の引受権を有する者に通知することができる。

第五十九条第二項中「前項の会社」を「前項の大会社」に改める。

第六十二条中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第九十七条第三項中「同条第四項」を「第九十三条第四項」に改める。

第一百四條第三項中「第一項」を「第一項」に、「会社ト競業ヲ為ス者」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス者」と、「会社ト競業ヲ為ス会社」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス他ノ特定目的会社ト競業ヲ為ス者」と、「会社ト競業ヲ為ス会社」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス他ノ特定目的会社若ハ会社」と、「会社ト

競業ヲ為ス者」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス者」に改める。

第一百十条第六項中「同項中「前項」とあるのは「第一百十条第五項」と」を削る。

第一百十三条第一項中「第二百八十条ノ三十四ノ二」の下に「(除権決定による再発行)」を加える。

第一百十三条の二第四項中「前項」を「第二項」に改める。

第一百十三条の二の六の見出し中「閉鎖期間中・」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を第一百十三条の二の六とする。

第一百十三条の三中「第二百二十二条ノ六第一項」を「第二百二十二条ノ六」に改める。

第一百十三条の四の七第二項中「口数」を「発行価額」に改め、同条第三項中「轉換特定社債券」とあるのは「新優先出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債券」とを削り、「第二百三十二条第

一項」を「第二百三十二条第二項」に改め、「請求書」との下に「第一百十三条の二の五第五項中「轉換特定社債券」とあるのは「新優先出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債券」と」を加える。

第一百十六条第三項中「同法第五十六条」を「有限会社法第五十六条」に改める。

第一百十八条の十第一項中「第二百五十五条(株式併合の手續)、第二百十六条(新株券の交付)」を「第

二百十五條から第二百十六條まで（株式併合の手續及び新株券の交付）」に改め、「決定」との下に「同法第二百十五條ノ二中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六條第一項但書若ハ第二百二十六條ノ二第三項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十九條第一項ニ於テ準用スル第二百二十六條ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」と、「場合ニ」とあるのは「場合ニシテ且單位未滿優先出資ノ全部ニ付同法第四十八條の四の二第一項本文ノ規定ニ依ル單位未滿優先出資証券ノ發行ノ請求ナキトキ又ハ同項但書ノ規定ニ依リ單位未滿優先出資証券ガ發行セラレザルトキニ」とを加え、同條第二項中「期間満了の時」の下に「又は前項において準用する同法第二百十五條ノ二の一定の日」を加える。

第三百三十七條の四第一項を次のように改める。

優先出資の消却又は併合による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

い。

一 第四十八條の二第一項又は第四十九條第一項において準用する商法第二百十五條第一項の規定による公告（発行済優先出資の全部について第四十九條第一項において準用する同法第二百二十六條ノ二

第三項の規定により優先出資証券が発行されておらず、かつ、単位未満優先出資の全部について第四十八条の四の二第一項本文の規定による単位未満優先出資証券の発行の請求を受けていない、又は同項ただし書の規定により単位未満優先出資証券が発行されていない特定目的会社にあつては、第四十八条の二第二項において準用する同法第二百十三條第四項若しくは第四十九條第一項において準用する同法第二百十五條ノ二の規定による公告又は第四十九條の二第三項の規定による通知)をしたことを証する書面

二 前号に規定する特定目的会社にあつては、当該特定目的会社に該当することを証する書面

第七十五條第二項中「株主並びに」を「株主及び」に改め、「閉鎖及び」を削り、「同條第四項中「定款」を「同條第三項中「定款」に改める。

第七十八條第一項中「不発行及び寄託制度」を「不所持制度」に改め、「同法第二百九條第一項中」の下に「記載シタルトキ（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ）」とあるのは「記載シタルトキ」と、「」を加える。

第八十四條第二項中「会社」を「大会社」に改める。

第二百十条第四項中「第二百四十五条ノ三第一項及び第三項から第六項まで第一項」を「第二百四十五条ノ三第一項」に改める。

第二百四十一条第二項中「特定目的信託管理者」を「特定信託管理者」に改める。

第二百五十二条第一項第十四号中「せず、かつ、優先出資証券又は受益証券を寄託しない」を「しない」に改める。

(保険業法の一部改正)

第六条 保険業法（平成七年法律第百五号）を次のように改正する。

第十一条の見出し中「閉鎖の期間等」を「基準日」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第二十二十四条ノ三第三項」を「第二十二十四条ノ三第二項」に改め、同項を第十一条とする。

第九十二条の二第二項中「ノ翌日」を削る。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)

第七条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九

十七号) 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号口中「第八十五条第二項」を「第八十五条第四項」に改める。

第二十九条第八項中「同条第六項中「第四項又ハ前項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第八項ニ於テ準用スル商法第二百四条ノ二第五項後段」と、「株主」とあるのは「特定社員」と、「此等ノ書面」とあるのは「同項後段ノ書面」と、「株式」を「株式」に改める。

第四十四条第三項中「並びに」を「及び」に改め、「閉鎖及び」を削り、「及び第三項」を「及び第二項」に改める。

第四十九条中「不発行及び寄託制度」を「不所持制度」に、「株券」とあるのは「優先出資証券」とを、「株券ニ記載シタルトキ(株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ)」とあるのは「優先出資証券ニ記載シタルトキ」とに、「及び「株主」とあるのはそれぞれ「優先出資社員名簿」及び「優先出資社員」と、同条第四項及び第五項を「と

あるのは「優先出資社員名簿」と、同条第四項」に改め、「及優先出資社員名簿」との下に、「同条第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第四十九条ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」とを加え、同条の次に次の一条を加える。

(優先出資証券が発行されていない特定目的会社に係る特例)

第四十九条の二 発行済優先出資の全部について前条において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合には、前条において準用する同法第二百八十条ノ十七第二項並びに第二百二十条第一項において準用する同法第二百五十五条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合には、第四十四条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第三項、前条において準用する同法第二百八十条ノ十七第三項又は第二百二十条第二項において準用する同法第二百三条第四項の公告に代えて、公告すべき事項を優先出資社員に通知することができる。

第五十九条第二項中「前項の会社」を「前項の大会社」に改める。

第六十二条中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第九十七条第三項中「同条第四項」を「第九十三条第四項」に改める。

第四百四条第三項中「第一項」を「第一項」に、「会社ト競業ヲ為ス者」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス者」と、「会社ト競業ヲ為ス者」と、「会社ト競業ヲ為ス会社」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス他ノ特定目的会社ト競業ヲ為ス者」と、「会社ト競業ヲ為ス者」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス者」に改める。

第一百三十三条第一項中「第二百八十条ノ三十四ノ二」の下に「(除権決定による再発行)」を加える。

第一百六条第三項中「同法第五十六条」を「有限会社法第五十六条」に改める。

第二百二十条中「提出スベキ旨及」を「其ノ期間内ニ会社ニ提出セラレザル株券(第三項ノ株券ヲ除ク)ハ無効トナル旨及」に、「提出スベキ旨」を「及其ノ期間内ニ特定目的会社ニ提出セラレザル優先出資証券ハ無効トナル旨」に改め、同条に次の一項を加える。

2 商法第二百十三條第四項（株式の消却）の規定は、発行済優先出資の全部について第四十九條において準用する同法第二百二十六條ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合において、第二種特定目的会社が前條第一項の承認を受けて行う優先出資の消却について準用する。この場合において、同法第二百十三條第四項中「一定ノ日、若シ其ノ日ニ於テ第三百七十六條第一項及第二項ノ手續ガ未ダ終了セザルトキハ其ノ終了ノ時」とあるのは「一定ノ日」と読み替えるものとする。

第二百二十四條中「社員」と、「発スル」とあるのは「発シ且單位未滿優先出資証券ヲ発行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スル」を、「社員」に改める。

第二百三十七條第二号を次のように改める。

二 第二百二十條第一項において準用する商法第二百五條第一項の規定による公告（発行済優先出資の全部について第四十九條において準用する同法第二百二十六條ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない特定目的会社にあつては、第二百二十條第二項において準用する同法第二百十三條第四項の規定による公告又は第四十九條の二第二項の規定による通知）をしたことを証する書面

第二百三十七條に次の一号を加える。

三 前号に規定する特定目的会社にあつては、当該特定目的会社に該当することを証する書面
第百八十三条第一項第十四号中「せず、かつ、優先出資証券を寄託しない」を「しない」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中社債等の振替に関する法律第四十八条の表第三十三条の項を削る改正規定、同表第八十九条第二項の次に第九十条第一項の項を加える改正規定、同法第一百五十五条、第百十八条、第百二十一条及び第百二十三条の改正規定、第百二十八条の改正規定（同条を第二百九十九条とする部分を除く。）、同法第六章の次に七章を加える改正規定（第百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項、第二百五十二条第一項（同項において準用する第百五十三条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五十三条、第百六十一条第一項（同項において準用する第百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第百六十二条、第百六十八条第一項（同項におい

て準用する第百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）並びに第百六十九条に係る部分に限る。）並びに同法附則第十九条の表の改正規定（「第百十一条第一項」を「第百十一条」に改める部分に限る。）、同法附則第三十三条の改正規定（「同法第二条第二項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項」に改める部分に限る。）、第二条の規定、第三条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定を除く。）、第四条から第七條までの規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十四条（第一項を除く。）、第三十六条から第四十条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一条の規定、附則第五十九条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第七十条、第八十条、第八十六条、第九十五条及び第百九条の規定、附則第百十二条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第百二十六条の改正規定、附則第百二十条から第百二十二条までの規定、附則第百二十三条中産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第十二条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改正規定、附則第百二十五条の規定並びに附則第百二十九条中会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百五条第四項及び第二百十四条の改正規定は、公布の日から起算し

て一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（株券等の保管及び振替に関する法律の廃止）

第二条 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）は、廃止する。

（保管振替利用会社が施行日前に株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更の決議をした場合の手

続）

第三条 保管振替機関（前条の規定による廃止前の株券等の保管及び振替に関する法律（以下附則第三十三条までにおいて「旧保振法」という。）第二条第二項に規定する保管振替機関をいう。以下附則第三十三条までにおいて同じ。）において取り扱われている株券（以下附則第三十一条までにおいて「保管振替株券」という。）に係る株式を発行している会社（以下附則第十二条まで及び附則第三十四条において「発行者」という。）が施行日前に株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更の決議をした場合（当該決議について当該発行者が定めた第三条の規定による改正後の商法（以下「新商法」という。）第三百五十一条第二項の一定の日（以下附則第六条までにおいて「効力発生日」という。）が施行日以前である場合に限る。）には、当該発行者は、旧保振法第六条の二の同意を与えた保管振替機関に対し、当該定款の変

更をする旨及び効力発生日を通知しなければならない。

- 2 保管振替機関は、前項の通知を受けた場合には、当該通知を行った発行者に対し、当該発行者の当該通知に係る効力発生日の前日の実質株主（旧保振法第三十条第一項に規定する実質株主をいう。以下附則第二十七条までにおいて同じ。）に係る旧保振法第三十一条第一項に規定する通知事項及び当該保管振替機関において取り扱われている株券に係る株式の質権者に関する事項（当該質権者に係る参加者自己分（旧保振法第十七条第二項第一号の参加者自己分をいう。以下附則第七条までにおいて同じ。）についての旧保振法第十七条第二項第一号の顧客預託分（旧保振法第十七条第二項第一号の顧客預託分をいう。）についての旧保振法第十五条第二項に掲げる事項をいう。附則第八条第十一项において同じ。）を、効力発生日以後、直ちに、通知しなければならない。
- 3 参加者（旧保振法第二条第三項に規定する参加者をいう。以下附則第三十二条までにおいて同じ。）は、前項の保管振替機関から、同項の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、直ちに、当該事項を報告しなければならない。

- 4 第二項の通知を受けた発行者は、直ちに、株主名簿に当該通知を受けた事項を記載し、又は記録しなけ